

指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設の構造基準の一部改正について

R 元（2019）. 9 廃棄物対策課

1 改正の趣旨

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の規定により、廃棄物処理施設の構造については、産業廃棄物の処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）を定め、設置者に対して構造基準に従い適切に廃棄物処理施設を管理・運営するよう指導することにより、当該施設周辺の生活環境の保全を図っている。

このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、指導要綱に基づく構造基準について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 10 条の 4 の 2 各号に掲げる基準に適合すると栃木県知事が認めた者（優良産業廃棄物処分業者）が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の 2 倍とすることができる。

3 施行日

令和元（2019）年 9 月 4 日